

様

社会福祉法人豊田市社会福祉協議会  
会長 ㊟

## 文 書 不 開 示 決 定 通 知 書

年 月 日付けで開示申出のありました文書については、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会情報開示規則第12条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

文書の名称又は種類	
不 開 示 の 区 分	<input type="checkbox"/> 全部不開示 <input type="checkbox"/> 請求の拒否 <input type="checkbox"/> 文書を保有していない
開 示 し な い 理 由	規則第 条第 号に該当するため
開示が可能となる日	年 月 日以後
担 当 部 署	総務課 電 話 (0565) 34-1131

### 備考

- 1 開示が可能となる日は、あなたが申出した文書について、開示しない理由がなくなる日があらかじめ明示できるものについてのみ記載されていますので、その日以後、改めて開示申出をすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、異議の申出をすることができます。